

(6) 恒久住宅の確保

【20150310】 応急修理や住宅再建に関する独自支援（常総市）

①国の応急修理制度の補完的支援

- ・ 災害救助法に基づく応急修理制度について、被災者の多くが収入要件に該当してしまうことから、収入要件に該当する世帯に対しては、茨城県からの一部費用助成を受けて、常総市が災害救助法と同様の支援を実施することとした。

②家屋解体時の補助

- ・ 半壊世帯以上の家屋を解体する際に出る処分廃材については、災害廃棄物として取り扱うこととし、公費にて処理を行った。

③半壊世帯への独自支援

- ・ 住宅の再建や生活再建の支援に向けて、関東・東北豪雨では半壊となった世帯が非常に多く、これら世帯への支援策が必要との考えから、県の「被災者生活再建支援補助事業」を利用し、半壊世帯に対して 25 万円（単独世帯の場合はその 3 / 4）を支給する事業を開始した。

④全壊・流失世帯への追加的支援

- ・ 水害の場合は断熱材が水を吸収してしまうなどの被害があり、最終的には住宅を建て替える世帯が増加したことから、平成 29 年度から、市単独事業として、流失及び全壊世帯の 52 世帯を対象に、これまでの被災者生活再建支援法等の支援に上乗せして支援を行うこととしている。具体的には、流失世帯については 200 万円、全壊世帯については再建する場合には 100 万円、補修する場合には 50 万円を支給するほか、固定資産税の補助や銀行で融資を受けた場合の利子補給を実施する制度となっている。当初は大規模半壊も対象とすることを検討していたが、被災世帯数が多いこと等もあり、流失・全壊世帯を支援することとした。

(7) 災害記憶の継承

【20150311】 災害対応検証報告書の作成（常総市）

①検証実施の背景

- ・ 関東・東北豪雨の対応では、地域防災計画に沿った対応が十分にできなかったことなどから、外部有識者等による第三者機関を設置し、今回の災害対応について検証を行った上で、その結果を今後の災害対策に反映させることとした。

②検証の対象

- ・ 今回の水害では、市人口の過半となる 35,000 人超を対象として避難対策が講じられ、一方で 4,200 人を越える多数の市民が浸水域から救助される事態となった点を踏まえて、特に検討すべきは河川氾濫からの住民避難対策の部分であるとの認識から、災害対応の初動から住民避難が実施されるまで（具体的には平成 27 年 9 月 9 日夕刻から概ね 9 月 12 日まで）を検証の対象とした。
- ・ また、常総市役所の対応を主たる検証対象としつつ、情報収集や連携を行う関係機関、実際に避難を行う市民等の動向を踏まえることが必要との考えから、関係機関や市民等についても調査対象とした。

③検証体制・検証方法

- ・ 検証は、有識者から構成される「水害対策検証委員会」を設置して実施した。検証委員会では、計 9 回の委員会を開催したほか、1 回の作業会合を開催した。
- ・ 委員会では、第 1 回委員会で、ヒアリングの対象者を決定した上で、各委員が分担して合計 77 回、延べ 177 人の対象者に対して個別にヒアリングを実施した。その上で、今後の災害対応への教訓とすべき事項の検討や相互関係の構造化を進め、各委員が分担して検証報告書の内容を執筆した。

表 常総市水害対策検証委員会の委員

氏名	所属及び役職
川島 宏一（委員長）	筑波大学 教授
梅本 通孝（委員長代理）	筑波大学 准教授
伊藤 哲司	茨城大学 教授
臼田 裕一郎	防災科学技術研究所 総合防災情報センター長
白川 直樹	筑波大学 准教授

（出典）常総市「常総市水害対策検証委員会」ウェブサイト

表 常総市水害対策検証委員会の開催状況

回	日時	議題
第1回	平成27年12月17日	意見交換，作業方針の検討
第2回	平成28年1月22日	ヒアリング対象者・担当者の決定
第3回	平成28年2月20日	ヒアリング進捗報告，対象者の追加
第4回	平成28年3月11日	ヒアリング進捗報告
作業会合	平成28年3月22日	KJ法によるヒアリング内容の整理
第5回	平成28年3月24日	ヒアリング内容の確認，報告書目次構成の検討
第6回	平成28年4月22日	報告書各章草案の報告
第7回	平成28年5月13日	報告書各章原稿の確認
第8回	平成28年5月27日	報告書案の決定
第9回	平成28年6月13日	報告書の提出

(出典) 常総市「常総市水害対策検証委員会」ウェブサイト

④検証報告書の構成

- ・ 検証結果については「常総市役所」、「関係機関」、「情報処理と対応」の3章構成として整理した。

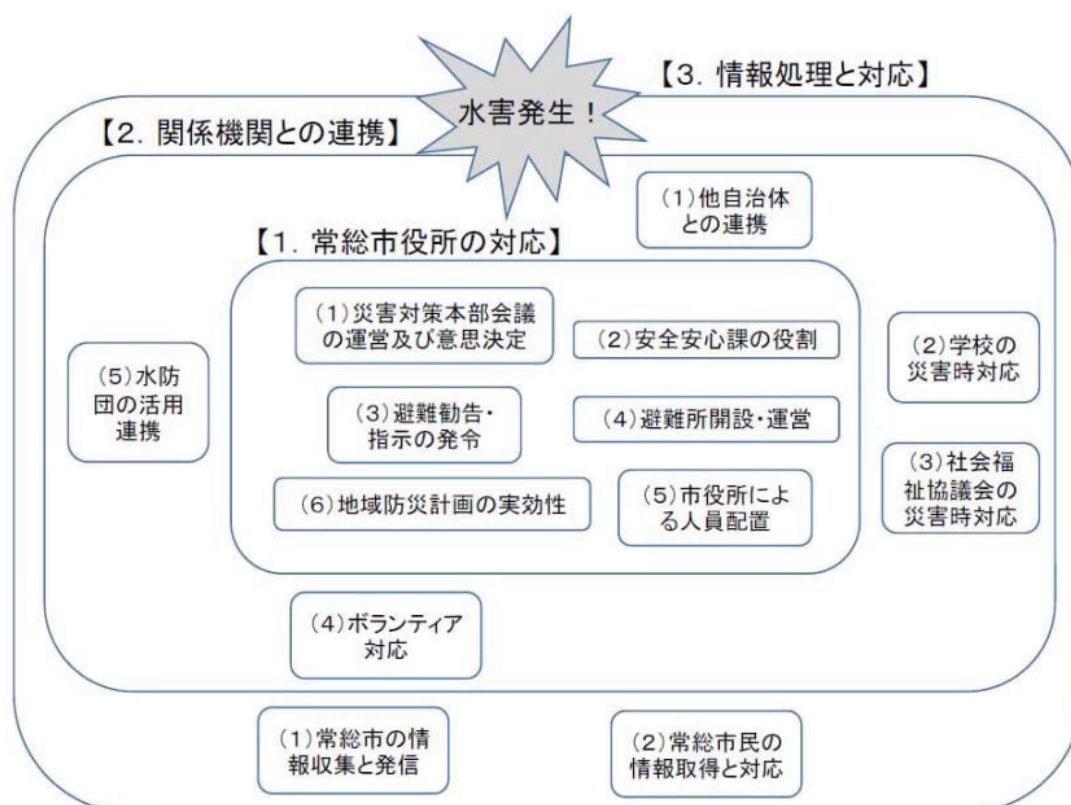


図 検証委員会の検証のスコープと報告書の構成

(出典) 常総市水害対策検証委員会「平成27年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書」(平成28年6月13日)

⑤検証報告書の活用

- ・ 検証結果の報告を受けて、災害対策本部の設置場所を議会棟2階の会議室にする等の見直しを行ったほか、地域防災計画の見直し等を実施している。また、災害全般を対象として職員の初動対応マニュアルを策定した。

事例コード | 201601

2016 年（平成 28 年） 熊本地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

前震：平成 28 年 4 月 14 日（木） 21 時 26 分

本震：平成 28 年 4 月 16 日（土） 1 時 25 分

②震源及び規模

前震：熊本県熊本地方（北緯 32.44 度、東経 130.48 度）、震源の深さ 11km、モーメントマグニチュード Mw6.5

本震：熊本県熊本地方（北緯 32.45 度、東経 130.45 度）、震源の深さ 12km、モーメントマグニチュード Mw7.3

③各市町村の最大震度

下表のとおり。

表 各地の震度（震度 6 弱以上を掲載）

発生時刻	震度	都道府県	地名
平成28年4月14日 21時26分 (前震)	震度7	熊本県	益城町宮園
	震度6弱	熊本県	熊本市東区佐土原、熊本市西区春日、熊本市南区城南町、熊本市南区富合町、玉名市天水町、宇城市松橋町、宇城市不知火町、宇城市小川町、宇城市豊野町、西原村小森、嘉島町上島
平成28年4月16日 1時25分 (本震)	震度7	熊本県	益城町宮園、西原村小森
	震度6強	熊本県	南阿蘇村河陽、菊池市旭志、宇土市浦田町、大津町大津、嘉島町上島、宇城市松橋町、宇城市小川町、宇城市豊野町、合志市竹迫、熊本中央区大江、熊本東区佐土原、熊本西区春日
	震度6弱	熊本県	阿蘇市一の宮町、阿蘇市内牧、南阿蘇村中松、南阿蘇村河陰、八代市鏡町、玉名市横島町、玉名市天水町、菊池市隈府、菊池市泗水町、大津町引水、菊陽町久保田、御船町御船、美里町永富、美里町馬場、宇城市不知火町、山都町下馬尾、氷川町島地、合志市御代志、和水町江田、熊本南区域城南町、熊本南区富合町、熊本北区植木町、上天草市大矢野町、天草市、五和町
大分県			別府市鶴見、由布市湯布院町川上

(出典) 内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日現在）

④地震の発生状況

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 6.5、最大震度 7 の地震が発生し（前震）、その後 4 月 16 日 1 時 25 分に同地域を震源とするマグニチュード 7.3、最大震度 7 の地震が発生（本震）した。本地震の特徴は、2 度の震度 7 の地震に加え、熊本県及び大分県を中心として、3 日間で震度 6 を 5 回記録したほか、過去の直下型地震と比較しても長期にわたって規模の大きな余震が頻発したことであり、なかでも発生から 5 日間での有感地震は 2,000 回に達した。

表 地震の発生状況（4月14日～29日、震度5弱以上を観測した地震）

発生日	発生時刻	震央地名	マグニチュード	最大震度
4月14日	21時26分	熊本県熊本地方	(前震) 6.5	7
	22時07分	熊本県熊本地方	5.8	6弱
4月15日	0時03分	熊本県熊本地方	6.4	6強
4月16日	1時25分	熊本県熊本地方	(本震) 7.3	7
	1時45分	熊本県熊本地方	5.9	6弱
	3時03分	熊本県阿蘇地方	5.9	5強
	3時55分	熊本県阿蘇地方	5.8	6強
	7時11分	大分県中部	5.4	5弱
	9時48分	熊本県熊本地方	5.4	6弱
4月18日	20時41分	熊本県阿蘇地方	5.8	5強
4月19日	17時52分	熊本県熊本地方	5.5	5強
	20時47分	熊本県熊本地方	5.0	5弱
4月29日	15時09分	大分県中部	4.5	5強

(出典) 気象庁「平成28年(2016年)熊本地震について(第42報)」(平成28年8月31日)
 (<http://www.jma.go.jp/jma/press/1608/31a/201608312145.html>) より作成

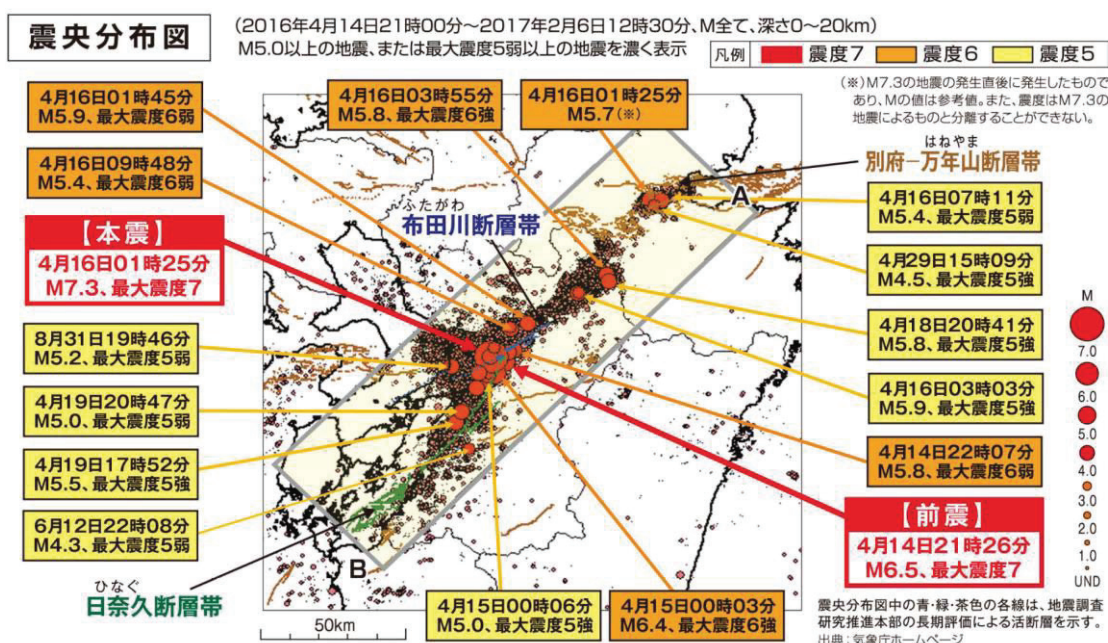


図 地震活動の分布状況

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震 公共土木施設の被災状況について(速報版)」(平成28年10月)

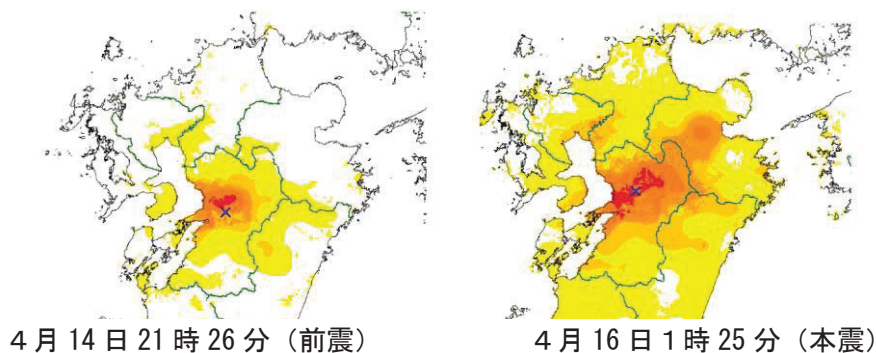


図 熊本地震の推計震度分布(震度7以上)

(出典) 気象庁「平成28年(2016年)熊本地震について(第7報)」(平成28年4月16日)
 (<http://www.jma.go.jp/jma/press/1604/16a/kaisetsu201604160330.pdf>) より作成

⑤被害状況

人的被害は、死者 273 名、重傷者 1,203 名、軽傷者 1,606 名となった。また、建物被害として、全壊家屋は約 8 千棟、半壊家屋は約 3 万 4 千棟、一部損壊家屋は約 16 万 3 千棟等、被害はあわせて約 22 万棟に及んだ。

また、各地で 190 件に及ぶ土砂災害が発生し、道路寸断等の物的被害をもたらしたほか、ライフライン被害も甚大であり、なかでも水道の復旧には約 3 ヶ月を要した地域（南阿蘇村）も生じた。これらの直接被害に加えて、農林水産業、観光業への地域産業への影響も大きかった。

このほか、庁舎の被災等により、行政機能の継続に支障を来す自治体が複数発生したことも特徴である。

熊本地震による熊本県・大分県の被害額は最大約 4.6 兆円と推計されている。また、公共土木施設（国土交通省所管）の被害報告額は 3,200 億円、査定見込額は 2,806 億円、うち熊本県は 3,319 箇所、大分県は約 900 億円（熊本市を除く）となっている。

表 熊本地震における九州 5 県の人的被害の概要

都道府県名	死者（人）	重傷（人）	軽傷（人）
福岡県	—	1	16
佐賀県	—	4	9
熊本県	270	1,184	1,553
大分県	3	11	23
宮崎県	—	3	5
合計	273	1,203	1,606

（出典）内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日現在）

表 熊本地震における周辺県の建物被害の概要

都道府県名	住宅被害（棟）			非住家被害（棟）		火災（件）
	全壊	半壊	一部損壊	公共建物	その他	
山口県			3			
福岡県		4	251			
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,657	34,491	155,095	467	12,857	15
大分県	10	222	8,110		59	
宮崎県		2	39			
合計	8,667	34,719	163,500	467	12,918	15

（出典）内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日現在）

表 熊本地震における熊本県内市町村の人的被害及び建物被害の状況

市町村名	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	死者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊
熊本市	85	771	943	2,456	15,219	105,086
宇土市	10	24	18	116	1,747	4,386
宇城市	13	48	95	539	2,396	5,673
美里町	2	5	1	19	284	694
荒尾市						88
玉名市			18	11	95	1,550
玉東市			1	14	146	291
和水町			3		33	100
南関町			1	1	2	82
長洲町						69
山鹿町			4		19	563
菊池市	4	20	56	58	684	2,898

市町村名	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	死者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊
合志市	7	27	56	47	862	7,050
大津町	4	26	10	154	1,372	3,820
菊陽町	6	14	15	15	672	5,133
阿蘇市	20	9	98	108	861	1,609
南小国町		1	2	1	38	175
小国町		2	4		1	135
産山村			2	12	46	180
高森町	3	3			1	115
南阿蘇村	31	31	120	699	989	1,171
西原村	9	18	38	512	865	1,097
御船町	10	11	10	444	2,397	2,178
嘉島町	5	11		234	565	1,462
益城町	45	135	31	3,026	3,233	4,325
甲佐町	3	17	2	105	986	914
山都町	3			16	247	529
八代市	4	12	17	20	431	2,662
氷川町	3		3	35	194	813
水俣市					3	5
芦北市					4	39
津奈木町						2
人吉市			2			51
錦町						1
あさぎり町						6
多良木町						2
相良村						2
山江村						2
天草市						79
上天草市					1	127
合計	267	1,185	1,150	8,642	34,393	155,164

(出典) 熊本県「平成28（2016）年熊本地震等に係る被害状況について(第302報)」(令和2年4月13日現在)

表 熊本地震における土砂災害の発生状況

種別	件数	うち熊本県内
土石流等	57	54
地すべり	10	10
がけ崩れ	123	94
合計	190	158

(出典) 内閣府「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成31年4月12日現在)より作成

表 熊本地震におけるライフライン被害の発生状況

	被害の概要	復旧状況
ライフラインの状況	電気(停電)(戸)	最大 477,000 概ね10日でほぼ復旧
	ガス(供給停止)(戸)	最大 105,000 概ね2週間でほぼ復旧
	上水道(断水)(戸)	最大 445,857 概ね1ヶ月でほぼ復旧

(出典) 内閣府「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成31年4月12日現在)より作成

表 熊本地震における農林水産関係の被害状況

区分	被害内容	被害箇所	被害額 (億円)	区分	被害内容	被害箇所	被害額 (億円)
農作物等	農作物の損傷	332ha 他	3.8	林野関係	林地の荒廃	474 箇所	392.9
	家畜の斃死等	325,387 頭羽 他	5.4		治山施設	45 箇所	25.3
	共同利用施設の損壊等	168 箇所	34.6		林道施設等	1,687 箇所	13.4
	農業用ハウスの損傷	946 件	37.7		木材加工・流通施設 及び特用林産物施設等	30 箇所	8.1
	畜舎等の損壊	12,305 件	504.7		小計		439.7
	小計		586.2				
農地・農業用施設関係	農地の損壊	11,696 箇所	278.3	水産関係	水産物	14 件	1.6
	農業用施設等の損壊	5,260 箇所	434.9		漁場	1 件	1.1
	(農業用施設： ため池、水路、道路等)	5,187 箇所	397.1		養殖施設	186 件	3.2
	(農地海岸保全施設)	70 箇所	35		漁港施設等	18 漁港	19.2
	(農村生活環境施設： 集落排水施設)	3 箇所	2.8		共同利用施設	24 件	8.3
	小計		713.2		小計		33.4
被害額計				1,772.5			

(出典) 内閣府「平成 28 年(2016 年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」
(平成 31 年 4 月 12 日現在)

表 県管理及び市町村管理の公共土木施設災害査定結果(平成29年1月20日時点)

区分	箇所数	被害額(億円)
河川	1,420	310
道路	3,072	321
海岸(建設)	1	0.06
海岸(港湾)	5	2
橋梁	151	118
砂防施設	141	47
急傾斜地崩壊防止施設	7	1
地すべり防止施設	1	0.1
下水道	121	122
公園	38	68
港湾	19	10
合計	4,976	998

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震概要」より作成(端数処理のため、合計は厳密に一致しない)



斜面崩壊による道路寸断と落橋
(国道 57 号・国道 325 号 阿蘇大橋付近)



家屋の倒壊 (益城町)



液状化による宅地被害 (熊本市西区近見地区)



路肩の崩壊 (西原村小森)

図 熊本地震の被害状況

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震概要」より作成

⑥避難状況

熊本地震による避難者数は、熊本県内で最大 18 万人、大分県内で最大 1 万人に上った。避難所としての活用が予定されていた公共施設が被災等により不足したことにより一部ホテル・旅館等でも避難者の受入を行った。また、頻発する余震の影響で建物内への滞在に不安を抱いた被災者が多くみられ、車中泊による避難で駐車場が埋め尽くされるといった状況のほか、広大な敷地にテントを貼ったテント村も建設された。

こうした状況を受け、応急的な住まいの確保対策として、応急仮設住宅は 4,303 戸が平成 28 年 11 月 14 日までに建設されたほか、民間賃貸住宅の空室提供による借上型仮設住宅の提供戸数は 15,925 (平成 29 年 10 月 11 日集計、決定通知済み件数ベース)、公営住宅は全国で 11,888 戸確保され、このうち 1,836 戸が入居に至った (平成 29 年 10 月 16 日時点)。

また、熊本県では、ピーク時の平成 28 年 4 月 17 日 9 時 30 分に 855 の避難所が開設され、避難者は 183,882 人であったが、平成 28 年 11 月 18 日に全避難所が解消された。大分県では、ピーク時の平成 28 年 4 月 17 日 8 時 00 分に 311 の避難所が開設され、12,443 人の避難者があったが、平成 28 年 5 月 16 日に全避難所が解消された。

表 熊本地震に伴う避難状況

都道府県名	最大避難者数 (最大・人)	避難所数 (最大・箇所)	日時
熊本県	183,882	855	平成28年4月17日
大分県	12,443	311	平成28年4月17日
合計	196,325	1,166	

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね 3 か月間の対応に関する検証報告書」、内閣府「平成 29 年版 防災白書」より作成

＜熊本地震における避難所・避難者数の推移＞

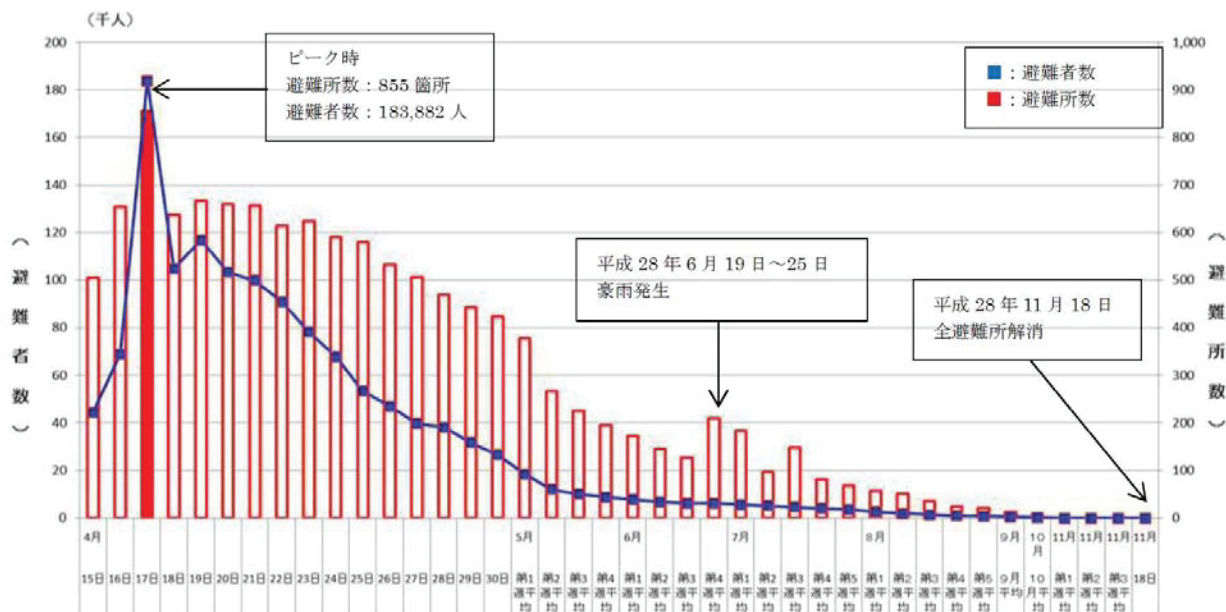


図 熊本地震における避難所・避難者数の推移

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

(2) 災害後の主な経過

4月14日(木)21時26分の前震発生を受けて、熊本県に災害対策本部が設置された。熊本県は同日県内全45市町村に災害救助法を適用した。

一方、国は同日非常災害対策本部を設置し、熊本県全域に被災者生活再建支援法の適用を決定した。さらに4月16日(土)1時25分の本震発生を受けて、大分県由布市に被災者生活再建支援法の適用を決定した。なお、本災害は激甚災害(本激)の指定、特定非常災害の指定、大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定がなされた。

また、国は被災地方公共団体からの要請を待たずに支援助物資を送るプッシュ型支援を初めて実施した。

表 熊本地震災害後の主な経緯

期日	市町村の対応	熊本県の対応	国・関係機関の対応
平成28年4月14日	21:26 熊本地震前震発生 M6.5、震度7(益城町)	21:26 熊本県災害対策本部設置 22:40 蒲島知事から自衛隊へ災害派遣を要請	21:28 消防庁災害対策本部設置 22:10 非常災害対策本部設置
		県災害対策本部内に医療救護対策室及びDMAT調整本部を設置	被災者生活再建支援法適用(熊本県全域)
4月15日		0:30 災害救助法の適用について決定(適用区域:県内全域、適用日:4/14)	10:40 非常災害現地対策本部設置
4月16日	1:25 熊本地震本震発生 M.7.3、震度7(益城町・西原村)		被災者生活再建支援法適用(大分県由布市)
5月9日			国道325号阿蘇大橋の災害復旧を道路法に基づき国が直轄代行を決定
5月13日			農地海岸直轄代行を決定 農地海岸施設の直轄代行による復旧事業実施を決定
			県道熊本高森線、村道栃の木～立野線の災害復旧を大規模災害復興法に基づき国が直轄代行を決定
8月30日		災害対策本部体制を警戒本部体制へ移行	

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」 参考1 熊本地震クロノロジー
より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201601	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握	●	→	【20160101, p259】 (熊本県)	
施策2：がれき等の処理	●	→	【20160102, p260】 (熊本県)	
	●	→	【20160103, p261】 (熊本市)	
	●	→	【20160104, p263】 (熊本市)	
	●	→	【20160105, p264】 (益城町)	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備	●	→	【20160106, p265】 (熊本県)	
	●	→	【20160107, p265】 (熊本市)	
	●	→	【20160108, p267】 (熊本市)	
	●	→	【20160109, p268】 (宇土市)	
	●	→	【20160110, p268】 (益城町)	
	●	→	【20160111, p271】 (甲佐町)	
	●	→	【20160112, p272】 (南阿蘇村)	
施策2：復興計画の作成	●	→	【20160113, p273】 (熊本県)	
	●	→	【20160114, p277】 (熊本市)	
	●	→	【20160115, p280】 (宇土市)	
	●	→	【20160116, p282】 (宇城市)	
	●	→	【20160117, p284】 (美里町)	
	●	→	【20160118, p286】 (大津町)	
	●	→	【20160119, p287】 (高森町)	
	●	→	【20160120, p289】 (南阿蘇村)	
	●	→	【20160121, p292】 (御船町)	
	●	→	【20160122, p297】 (嘉島町)	
	●	→	【20160123, p300】 (益城町)	
	●	→	【20160124, p305】 (甲佐町)	
	●	→	【20160125, p310】 (山都町)	
	●	→	【20160126, p311】 (球磨村)	
施策3：広報・相談対応の実施	●	→	【20160127, p313】 (熊本県)	
	●	→	【20160128, p314】 (熊本市)	
	●	→	【20160129, p315】 (大津町)	
	●	→	【20160130, p316】 (嘉島町)	
	●	→	【20160131, p316】 (熊本市)	
施策4：金融・財政面の措置	●	→	【20160132, p318】 (熊本県)	
	●	→	【20160133, p319】 (高森町)	
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保	●	→	【20160134, p319】 (熊本県)	
	●	→	【20160135, p320】 (益城町)	

201601	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
施策2：恒久住宅の供給・再建		【20160136, p322】 (熊本県)		
			【20160137, p331】 (熊本市)	
		【20160138, p333】 (宇城市)		
		【20160139, p334】 (美里町)		
		【20160140, p335】 (南阿蘇村)		
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援			【20160141, p336】 (熊本県)	
		【20160142, p337】 (宇土市)		
施策5：公的サービス等の回復		【20160143, p338】 (熊本県)		
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧		【20160144, p338】 (熊本県)		
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備	【20160145, p339】 (熊本県) 【20160146, p340】 (熊本市) 【20160147, p340】 (南阿蘇村)			
施策3：都市基盤施設の復興			【20160148, p341】 (熊本県)	
			【20160149, p344】 (南阿蘇村)	
		【20160150, p347】 (嘉島町) 【20160151, p347】 (甲佐町)		
施策4：文化の再生		【20160152, p348】 (熊本県) 【20160153, p350】 (熊本市) 【20160154, p351】 (山都町)		
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建		【20160155, p352】 (熊本県)		
		【20160156, p354】 (熊本県)		
		【20160157, p354】 (熊本県)		
		【20160158, p354】 (熊本県)		
			【20160159, p355】 (球磨村)	
施策3：農林漁業の再建		【20160160, p356】 (熊本県)		
	【20160161, p357】 (熊本県)			
			【20160162, p359】 (南阿蘇村)	

3. 災害復興施策事例

(1) 被災状況等の把握

【20160101】被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（熊本県）

○被災建築物応急危険度判定について

- ・ 余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、県で認定登録されている応急危険度判定士を派遣し、建築物の被災状況を応急的に調査し、住居者や付近を通行する歩行者に対して、建築物の危険性について、情報提供を行った。
- ・ 判定結果については、建物の見やすい場所に判定ステッカーで表示し、その危険性について示された。
- ・ なお、応急危険度判定の実施本部は各市町村である。



図 被災建築物応急危険度の判定ステッカー

表 被災建築物応急危険度判定調査結果（H28. 6. 4 時点）

	判定棟数	調査済	要注意	危険
熊本市	30,487	14,126	10,514	5,847
益城町	9,769	3,006	2,957	3,806
西原村	2,703	610	725	1,368
御船町	1,426	311	480	635
菊陽町	152	38	67	47
宇土市	1,265	506	531	228
南阿蘇村	2,128	550	564	1,014
南小国町	219	153	50	16
山都町	65	12	33	20
阿蘇市	1,725	863	519	343
菊池市	593	196	197	200
甲佐町	1,543	465	545	533
宇城市	2,099	1,006	606	487
美里町	294	50	201	43
大津町	891	181	321	389
高森町	26	22	3	1
嘉島町	2,115	731	682	702
氷川町	70	7	34	29
合計	57,570	22,833	19,029	15,708

(出典) 熊本県「熊本地震による被災建築物の応急危険度判定について」

○被災宅地危険度判定結果について

- 被災宅地危険度判定制度に基づき、全国・県内から派遣された被災宅地危険度判定士による調査を平成 28 年 4 月 17 日から 6 月 16 日まで実施した。その後は、熊本市による調査が実施されていたが、平成 29 年 1 月 11 日に終了した。

表 被災宅地危険度判定調査結果（調査期間：H28. 4. 17～H29. 1. 11）（単位：件）

市町村名	危険(赤)	要注意(黄)	調査済み (青)	簡易調査	判定不能等	計
熊本市	500	732	322	3,901	23	5,478
その他市町村	2,260	1,296	663	10,113	212	14,544
計	2,760	2,028	985	14,014	235	20,022

- その他市町村：益城町、西原村、南阿蘇村、大津町、菊陽町、御船町、合志市、甲佐町、美里町、宇城市、山都町
- 簡易調査の内訳：熊本市（簡易黄 364、簡易青 3,537、計 3,901）
- その他市町村（簡易黄 1,985、簡易青 8,128、計 10,113）

（出典）熊本県「被災宅地危険度判定の調査結果について」

（２）災害廃棄物の処理・公費解体

【20160102】がれき等の処理（熊本県）

○がれき等の処理の概要

- 熊本地震では、約 19 万 7 千棟にのぼる住家が被災し、県内 45 市町村のうち 29 市町村で膨大な量の災害廃棄物が発生した。発災当初は、県内の一般廃棄物処理施設 73 施設のうち 23 施設で被害が確認されたことから、応急的に、生活系ごみを主とした災害廃棄物について、県内外からの協力を得て収集・運搬を行うとともに、焼却や埋立てなどについても、県内外の施設において広域的な処理を行った。
- 29 もの市町村が個別の処理方針のもと災害廃棄物を処理することは非効率であり、処理する事業者側の混乱も懸念されたことから、平成 28 年 5 月 18 日には、被災した全市町村長が会する「災害廃棄物処理対策会議」を開催し、再生利用と減量化を図りながら、全ての災害廃棄物を、発災後 2 年以内を目標に処理を終了するなど県内統一の処理基本方針を決定した。さらに、市町村に対して、仮置場の管理・運営等に関する説明会を 5 回開催するとともに、平成 28 年 6 月に「熊本県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、県内統一の処理基本方針に基づき、災害廃棄物を迅速かつ計画的に処理を進めることとした。
- 平成 28 年 6 月 20 日には、災害廃棄物処理に係る市町村支援のため「災害廃棄物処理支援室」等を設置した。
- また、県内処理施設の処理能力不足や市町村仮置場の確保状況を踏まえ、市町村単独で災害廃棄物処理が困難と判断された宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の要請に応じて県が事務を受託し、二次仮置場を設置して処理することとした。

○市町村支援体制の整備

- 平成 28 年 4 月 15 日以降、県と協定を締結している（一社）熊本県産業資源循環協会の協力により、市町村が行う廃棄物処理の支援体制を整備した。
- 平成 28 年 4 月 21 日以降、岩手県や宮城県など他都道府県からのプッシュ型の応援派遣を得て、県が行うべき事務（県処理基本方針及び処理実行計画策定や国への要望活動、地方自治法に基づく事務受託、並びに市町村支援に係る災害廃棄物の処理方法や損壊家屋等の解体手順に係るマニュアル等の整備）を迅速に進めるための体制を整備した。

○熊本県災害廃棄物処理実行計画に基づく円滑、迅速な処理

- 平成 28 年 6 月策定の「熊本県災害廃棄物処理実行計画」等に基づき、情報収集・連絡や協力・支援体制などの事項を即時対応し、市町村における災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理をすすめた。平成 29 年 6 月には、目標とする発災後 2 年以内の処理終了を着実なものとするため、廃棄物の処理や公費解体の申請受付等の状況を踏まえ、同計画を改訂した。
- これにより、発災から 1 ヶ月以内には、市町村が設置する仮置場への分別搬入が徹底された。
- 被災により稼働停止した 13 の廃棄物処理施設が再稼働するまでの間、生活系ごみを主とした災害

廃棄物を処理するため、協力の申し出があった他縣市町村と連携・調整を図り、広域処理を実施した。

○災害廃棄物の処理状況

- 平成 29 年 6 月に改定された「熊本県災害廃棄物処理実行計画」では、災害廃棄物発生推計量を 289 万 3 千トンとした。平成 29 年 12 月末の時点の処理量は 288 万 7 千トン（処理進捗率 99.8%）（平成 30 年 2 月 14 日発表）、平成 30 年 1 月末時点における処理量は 297 万 9 千トン（平成 30 年 3 月 13 日発表）である。
- 平成 30 年 1 月末時点の処理量 297 万 9 千トンのうち、225 万 6 千トンが再生利用、72 万 3 千トンが処分された。

表 災害廃棄物の処理状況（平成 30 年 1 月末時点）

	累計処理量(千トン)			再生利用率 (B/A)	備考 〔※処理進捗率〕 (A/推計量)
	(A=B+C)	再生利用 (B)	処分 (C)		
10月末	2,685	1,995	690	74.3%	92.8%
11月末	2,791	2,086	705	74.8%	96.4%
12月末	2,887	2,172	715	75.2%	99.8%
1月末	2,979	2,256	723	75.7%	—

※H29.6月策定の処理実行計画の廃棄物発生推計量2,893千トンに対する進捗率。

（出典）熊本県「平成 28 年熊本地震 災害廃棄物処理等の進捗状況について（平成 30 年 3 月 13 日）」

【20160103】被災家屋の解体・撤去（熊本市）

○震災廃棄物対策課の設置

- 平成 29 年 3 月 31 日時点における住家の被害状況は、全壊 5,717 件、大規模半壊 8,895 件、半壊 37,703 件であった。
- 市では生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図るため、損壊した被災建築物及び被災工作物等（被災家屋等）の解体・撤去の制度を整備し、平成 28 年 5 月 13 日に、これに関する業務を行うために環境局資源循環部に震災廃棄物対策課を設置した。
- 震災廃棄物対策課の発足時の体制は 18 名で、環境省からの派遣職員 2 名（7 月まで）及び仙台市からの派遣職員 2 名（6 月まで）を含んでいた。ほか、必要に応じて局内外より人員の増員を行い、体制強化を図った。平成 29 年 3 月時点の体制は 36 名であり、応援嘱託職員が 2 名、病院局応援職員及び臨時職員 4 名、部内応援職員 4 名で構成されている。

○被災家屋等の解体・撤去の制度概要

- 本制度は、熊本地震によって甚大な被害を受けた被災家屋等を所有者の申請に基づき、公費により解体及び撤去を行うもの（公費解体）と、既に解体及び撤去した人を対象として費用の償還を行うもの（自費解体）から成る。
- 制度の対象は、り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定された個人または中小企業者（これに準じる公益法人等を含む）が所有する家屋等である。3 階建てまでの戸建て住宅および、戸建て住宅以外の家屋等で 2 階建て以下かつ高さが 10m 以下の家屋等は、基礎部分（基礎杭は除く）も対象となるが、地下部分は対象外である。自費解体の場合は、家屋全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために、平成 28 年 6 月 21 日までに解体業者等と契約したものが対象である。
- 解体・撤去に伴う費用は、国庫補助対象であり、平成 28 年 5 月 3 日付け環境省事務連絡「平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」において、要件が「全壊」から「半壊以上」へ拡充された。
- また、被災家屋等の解体・撤去の流れは、公費解体と自費解体で申請受付後に分かれている。

図表 7-7-4 被災家屋等の解体・撤去の流れ

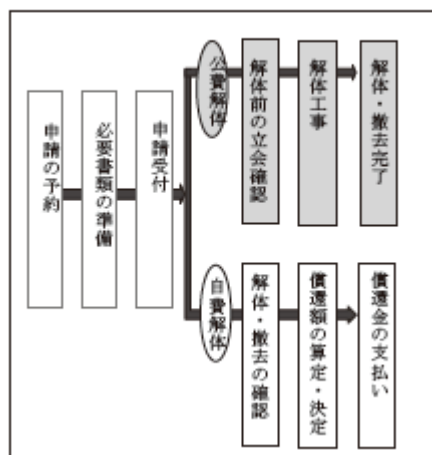


図 被災家屋等の解体・撤去の流れ

(出典) 熊本市「平成 28 年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの 1 年間の記録」

○解体・撤去

- 公費解体においては、解体作業前に、申請者・市（委託業者）・解体工事業者の三者による現地調査を行い、解体する建物の確認や解体方法、作業の流れや日程等を決定し、市より解体・撤去決定通知書を申請者に対して交付した。また、解体作業後にも三者での現場立会いにより完了確認を行い、市から解体・撤去完了通知書を申請者に対して交付した。なお、解体家屋の事前事後立会い、対象建物の調査および工程を含む事務管理等は、（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会と、アスベスト事前調査や解体・撤去の実施は、（一社）熊本県解体工事業者協会と契約した。平成 29 年 3 月 31 日時点で、解体に着手したものは 3,804 件であった。
- 自費解体については、対象家屋等が解体・撤去されていることを、市によって目視で現地確認し、写真撮影により記録した。なお、申請者に対して現地立会いは求めている。償還額は、市の基準（下図）により解体・撤去に要する費用（基準額）の算定を行い、「算定した基準額」と「申請者から解体工事業者への支払金額」のいずれか低い方の額を償還額とした。償還金の交付は申請者指定の口座への振込みとした。
- 解体・撤去業務においては、緊急性を要するため、（一社）熊本県解体工事業者協会と随意契約を行い事業に着手したが、契約に先立ち、協会員以外の業者との調整に苦慮するとともに、解体対象物が多く、事業開始当初、協会の管理下において構成される解体班数の確保が課題となった。

○解体ごみの処理

- 解体・撤去作業で発生した廃棄物は、市が設置した仮置場（戸島、扇田、北部、熊本港、城南、新城南）において品目ごとに受け入れた。解体廃棄物の搬入に際しては特別搬入証の提示を義務付けた。自費解体の特別搬入証発行の申請は廃棄物計画課においてのみ受け付けた。
- 仮置場においては、受入れ、選別、破碎、保管等の所要の処理を行った後、市内・県内をはじめ協定若しくは契約した全国の処理施設に運搬し、処理が行なわれた。各仮置場においては、廃棄物の搬出終了後、仮置場を原状回復する予定としている。

○災害廃棄物の処理状況

- 平成 29 年 3 月 31 日時点での災害廃棄物発生推計量を 147 万 9 千トンとしており、平成 29 年 11 月末までの処理量は 128 万トン（処理進捗率 86.5%）である。
- 平成 29 年 11 月末時点での処理量 128 万トンのうち、72 万 9 千トンが再生利用、8 万 3 千トンが焼却、46 万 8 千トンが埋め立て処分されている。

○今後の災害における検討課題

- 解体申請者から早急な解体の依頼が多数寄せられた。解体順序は、原則として申請順としたが、公道上に倒壊のおそれがある等、二次被害のおそれが大きい建物については、繰り上げて解体を実施

した。今後は、全壊、大規模半壊、半壊の順と、損傷の高い建物から解体する等の検討も必要としている。

- ・ 解体現場では、解体する家屋内に多くの家財道具等が残されている事例があり、解体着手までに時間を要することになったため、所有者による撤去を徹底するなど、残置ごみの取扱いについても検討しておくことが重要であった。
- ・ また、熊本地震のように、建物への被害が大きく、申請数が多いことを見込まれる場合には、申請の受付や自費解体の償還額の算定等の業務に多数の人員が必要となるため、十分な人員体制の確保を想定しておく必要がある。

表 市の基準における家屋等の解体標準単価

家屋等解体費	
木造家屋	解体費 ¹⁾ … 7,862 円/㎡ 運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 1,283 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 2,390 円/㎡
鉄筋コンクリート製建物	解体費 ¹⁾ … 12,247 円/㎡ 運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 3,924 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 7,309 円/㎡
鉄骨製建物	解体費 ¹⁾ … 軽量鉄骨 6,813 円/㎡ 重量鉄骨 9,572 円/㎡ 運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 2,220 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 4,138 円/㎡
基礎解体費	
木造家屋	基礎解体費 ³⁾ … 1,035 円/㎡ 基礎運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 632 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,178 円/㎡
鉄筋コンクリート製建物	基礎解体費 ³⁾ … 2,970 円/㎡ 基礎運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 943 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,757 円/㎡
鉄骨製建物	基礎解体費 ³⁾ … 軽量鉄骨 1,035 円/㎡ 重量鉄骨 2,970 円/㎡ 基礎運搬費 ²⁾ … 軽量鉄骨 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 632 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,178 円/㎡ 重量鉄骨 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 943 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,757 円/㎡

注：1) 仮設・積込み・諸経費を含み、基礎解体撤去は含まない。

2) 諸経費を含む。

3) 積込み・諸経費を含む。

※単価はすべて税抜き。樹木、庭石、擁壁、カーポート、敷地内の舗装、損壊していないコンクリートブロック塀、コンクリートブロック塀の基礎については、補助の対象外である。

(出典) 熊本市「平成 28 年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの 1 年間の記録」

【20160104】一次仮置場（熊本市）

- ・ 発災直後には、ごみステーション等の一次仮置場に大量のごみが出され、場所によっては道路上に溢れて緊急車両や歩行者の通行に支障が生じた。
- ・ このような早急に回収が必要な箇所については、自治会長に情報提供を依頼した。さらに市長からツイッターを通じて、早期回収が必要なごみステーションの情報提供を直接呼びかけた。こうして収集された情報は、回収箇所の優先順位をつけるのに大きく役立った。

【20160105】がれき等の処理（益城町）

○がれき処理の経緯

- ・ 前震（平成 28 年 4 月 14 日）段階よりがれき等の処理を開始し、12 月まで実施した。
- ・ 前震（4 月 14 日）～本震（4 月 16 日）では、道路を閉鎖していた災害廃棄物の処理及び災害廃棄物一次仮置き場を設置し、4 月 15 日に益城中央小学校跡地に一次仮置き場を開設した。
- ・ 道路を閉鎖等していた家屋については、倒壊していた敷地への押込み、その後、公費解体による解体・撤去を実施した。
- ・ 本震（4 月 16 日）後の 4 月 25 日にプロジェクトチームを設置し、災害廃棄物一次仮置き場の設置及びごみステーションからのごみ収集を行った。
- ・ 一般社団法人熊本県産業廃棄物協会（現：一般社団法人熊本県産業資源循環協会）と締結していた「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定」に基づき、町内の産業廃棄物処理業者と委託契約を締結し、4 月 25 日から同社による管理を開始した。また、環境省からの支援要請を受けた公益社団法人全国都市清掃会議（以下、全都清）により、第一陣として神戸市が 4 月 21 日から支援に入り、順次回収は平常に戻った。
- ・ 4 月 29 日までに処理困難物等を除く全ての災害廃棄物の搬出を終え、30 日から 6 品目（ガラス、金属、木（家具、柱）、布団、瓦、コンクリート）に分別した上で受け入れを再開した。
- ・ 6 月 1 日、町行政組織を再編して環境衛生課を設置し、災害廃棄物処理に専従する廃棄物対策係（係長 1 人、係員 4 人）を設けた。6 月 20 日からは、県職員 2 人の派遣を受け、災害廃棄物関係事務や国庫補助金関係手続のサポートに携わった。さらに、相談等の電話対応も相当数見込まれたことから、県内所在の人材派遣会社に委託し、6 月 21 日にコールセンターを設置した。

○公費解体事業の概要

- ・ 市町村が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体事業が開始された。「全壊」判定を受けた家屋については、補修により元通りに再使用することが困難なもの（＝廃棄物）であると考えられることから、市町村が主体となって、所有者の同意に基づき撤去した場合には、災害廃棄物処理に係る国庫補助の対象とされていた。一方、「半壊」以下の判定を受けた家屋については、補修をすれば元通りに再使用できる程度のものであり所有者の資産である以上、通常、市町村が処理をする対象とはなりえないことから国庫補助の対象とはならず、所有者の費用により解体・撤去を行う必要があった。熊本地震においては、震度 7 を 2 度記録して住民の生活環境に密接した家屋等に甚大な被害が発生し、家屋等の解体撤去により生じる廃棄物が膨大となり、生活環境の早期復旧に支障が出るが見込まれるなど、被害の甚大さに鑑みて、市町村が主体となって半壊判定以上の損壊家屋等を解体撤去する費用について、特例的に国庫補助の対象となった。
- ・ 公費解体事業の開始に伴い、①申請書類事前配布、②申請受付け特設会場設置、③予約券に基づく受付日設定、④受付け担当人員の確保が行われた。

○公費解体の進捗状況

- ・ 平成 30 年 3 月末時点での公費解体の進捗状況は、申請件数 3,657 件に対し、処理進捗率は 100% である。なお、益城中央小学校跡地の一次仮置き場は閉鎖の上、原型復旧を完了している。

(3) 復旧・復興体制の構築

【20160106】復旧・復興本部の設置（熊本県）

- 熊本地震からの復旧・復興を県庁の各部局が一体となって推し進めるため、平成 28 年 6 月 20 日に「平成 28 年熊本地震復旧・復興本部」を設置した。
- 知事を本部長とし、両副知事及び各部局長で構成される復旧・復興本部は、「有識者会議」からの提言を踏まえ、復旧・復興プランの策定、復旧・復興に向けた課題の共有や対応策の検討、進捗管理を役割とした。

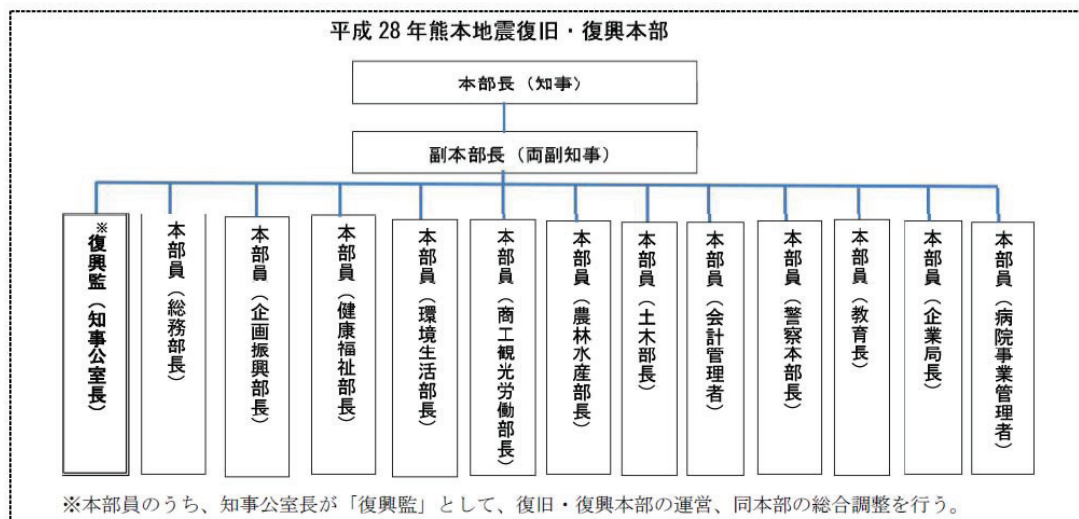


図 平成 28 年熊本地震復旧・復興本部の体制

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね 3 か月間の対応に関する検証報告書」

【20160107】復興推進体制の整備（熊本市）

- 平成 28 年熊本地震を受け、以下のとおり新組織を設置した。
 - 平成 28 年 5 月 6 日に、被災者の生活再建支援に係る業務を可能な限りワンストップサービスで実施するとともに、災害復興事業を統括し、熊本地震からの復興を着実に進めるための組織として政策局内に「復興部」を設置した。人員体制は、5 月 6 日付で部長以下 40 人、震災復興計画の策定や災害復旧・復興に係る総合調整を担う復興総務課、被災者の生活全般の支援を進める生活再建支援課、住宅支援を進める住宅再建支援課の 3 課で構成された。
 - 平成 28 年 5 月 13 日に、震災による損壊家屋等の解体撤去や廃棄物の処理・リサイクル等を重点的に実施する組織として環境局資源循環部に震災廃棄物対策課を設置した。人員体制は、5 月 13 日付で 14 人、7 月 27 日付で 4 人、9 月 20 日付で 5 人、で構成された。
 - 平成 28 年 6 月 1 日に、熊本市市民病院の再建に向けた基本的考え方に基づき、病院の移転建替を推進するため、熊本市市民病院再建プロジェクトを設置した。人員体制は、6 月 1 日付で 11 人、7 月 1 日付で 1 人、で構成された。
 - 平成 28 年 6 月 1 日に、地震前の熊本城の勇姿を史実に基づき蘇らせるとともに、特別史跡を有する都市公園の機能を復旧し、歴史文化遺産等の価値や機能を復旧向上させるため、熊本城復旧復元プロジェクトを設置した。人員体制は、6 月 1 日付で 10 人、で構成された。平成 28 年 6 月 9 日に、土木施設の復旧対策を専管する組織として都市建設局土木部に震災土木施設対策課を設置した。人員体制は 6 月 9 日付で 21 人、で構成された。
 - 上記とあわせて、平成 28 年 6 月 9 日に、各土木センターの工務課と維持課を統合し道路課に改組し、特に重要な幹線道路整備に継続して当たるとともに、小規模な災害復旧工事と生活道路新設・改良・維持工事等をあわせて実施できるようにした。

表 復興部組織体制

	課 名	班 名	業 務 内 容
復興部 (部長 1名)	復興総務課 (課長 1名)	総務班 (7名)	① 災害復興・災害救助法に係る国県要望 ② 災害関連渉外、広報 ③ 部内事務の連絡調整および部内の予算、決算 ④ 部の庶務
		企画班 (7名)	① 災害復興計画の策定 ② 災害復旧事業の総合調整 ③ 復興重要事業の企画（他部署の事業を除く）および総合調整 ④ 熊本市震災復興本部
	生活再建支援課 (課長 1名)	生活支援推進班 (7名)	① 支援策の企画、調整 ② 災害義援金の配分に関すること ③ 被災者生活再建支援制度（他課に属さない支援業務） ④ ボランティア、NPO等の協力調整
		総合相談窓口 (7名)	① 各窓口の案内 ② 生活再建支援、法律相談（他課に属さない相談業務）
	住宅再建支援課 (課長 1名)	仮設住宅等管理班 (4名)	① 仮設住宅等の入退去等の管理 ② 入居者の諸相談に関すること
		住宅相談支援班 (4名)	① 仮設住宅の修理 ② 被災者住宅の相談等

(出典) 熊本市「平成 28 年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの 1 年間の記録」

【20160108】震災復興本部の設置（熊本市）

- ・平成28年熊本地震による被災からの復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに復旧・復興に関する情報の交換を行い、全庁的な情報共有を図ることにより、復旧・復興活動を効果的かつ迅速に推進するため、平成28年5月9日に震災復興本部を設置した。
- ・市長を本部長とし、副市長及び局長級にある20名並びにその他市長が指定する者で構成された。
- ・また、案件の論点整理及び事前調整を行うことを目的とした幹事会として、庁内連絡会議も同時に設置した。復興部長を議長に、全ての局等（局、区役所その他局に相当する組織）の主管課長及び同等の職にある21名で構成された。

熊本市震災復興本部

【所掌事務】

- (1) 復旧・復興の方針、重要な事務事業、復旧・復興における各施策の進捗状況、法令等の制定及び改廃並びに国、県等の動向その他復旧・復興に関する情報等について、全庁的な周知を図ること。
- (2) 庁内連絡会議が方針決定した事項の進捗状況についての報告を受け、実施段階における課題等に関する意見交換及び対応の方向性の協議を行うこと。
- (3) 前号に掲げるもののほか、復旧・復興における各施策及び事務事業のうち、その課題の解決のため全庁的に意見を求めることが適当であるものについて報告を受け、課題等に関する意見交換及び対応の方向性の協議を行うこと。
- (4) 復旧・復興における重要な計画等について、年度ごとの評価、目標及び取組に関する審議、決定その他の進行管理を行うこと。
- (5) 復旧・復興に関する当面の課題について、意見交換及び論議を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事務

【構成員】

市長、副市長、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、消防局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育長、議会事務局長、その他市長が指定する者

庁内連絡会議

【所掌事務】

- (1) 震災復興本部の所掌事務のうち意見交換及び対応の方向性の協議を行う案件について、論点整理及び事前調整を行うこと。
- (2) 全庁的な周知を要する事項等について連絡調整を行うこと。
- (3) 震災復興本部が復旧・復興における重要な計画等の進行管理を行う場合において、事案を整理すること。

【構成員】

復興部長、全ての局等（局、区役所その他局に相当する組織をいう。）の主管課長及びこれに相当する職にあると市長が認める者

図 震災復興本部組織図

(出典) 熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録」

【20160109】復興本部の設置（宇土市）

- 平成 28 年熊本地震及び平成 28 年 6 月 19 日から 6 月 23 日までの梅雨前線による大雨により被災した市の復興を総合的かつ計画的に推進するため、宇土市震災復興本部を設置した。

表 宇土市震災復興本部構成員

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 経済部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 危機管理課長

(出典) 宇土市「宇土市震災復興本部設置要綱」

【20160110】復興本部の設置と中長期派遣職員の受入れ（益城町）

- 熊本地震の震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、平成 28 年 6 月 1 日に復興課を設置し、同年 6 月 8 日に益城町震災復興本部を設置した。その後、復興整備課（まちづくり推進室、復興工務係、用地対策係）、復旧事業課（工務係、農林整備係、建築係、宅地復旧係）で業務を行った。
- 震災復興本部の構成員は、町長、教育長、政策審議監、各課等長であった。

表 益城町震災復興本部設置要項

<p>(設置)</p> <p>第 1 条 熊本地震の震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、益城町震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 復興本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 震災復興の統括に関すること。</p> <p>(2) 復興計画の策定、進行管理及び見直しに関すること。</p> <p>(3) その他復興に係る重要事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、本部員の中から本部長が指名する。</p> <p>3 本部員は、副町長、教育長、政策審議監、各課等長及びその他町長が必要と認める者とする。</p> <p>(本部長等)</p> <p>第 4 条 本部長は、復興本部の会務を総理し、復興本部を代表する。</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 5 条 復興本部会議は、必要に応じて本部長が召集する。</p> <p>2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(町民、関係団体等の意見の反映)</p> <p>第 6 条 復興本部は、復興計画の策定に当たっては、町民、関係分野の有識者、学識経験者等の意見を反映させるものとする。</p> <p>(補助組織)</p> <p>第 7 条 本部長は、必要に応じて本部の補助組織として、プロジェクトチームを設置することができる。</p> <p>2 前項によりプロジェクトチームを設置するときは、益城町プロジェクトチームの設置に関する規定（平成 26 年益城町訓令甲第 13 号）に基づき設置するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 8 条 復興本部の庶務は、復興課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 9 条 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。</p>
--

(出典) 「益城町震災復興本部設置要項（平成 28 年 6 月 8 日訓令甲第 11 号）」

- 平成 28 年 4 月から 5 月までは、災害対策基本法に基づき、熊本県から職員が応援に入った。平成 28 年 6 月以降は日本全国から中長期にわたり、職員が派遣された。
- 職員の中長期派遣は以下のスキームにより行われた。
 - ① 熊本県及び熊本県内の非被災市町村による対応（窓口：熊本県市町村課）。
 - ② ①で対応できない場合、九州及び山口の 9 県による対応（窓口：九州地方知事会（大分県行政企画課））。

- ③ ②で対応できない場合、九州地方知事会の要請により、全国知事会が応援（全国スキーム：全国知事会が窓口となり、全国市長会や全国町村会、総務省と調整しながら対応）。

表 熊本地震に伴う中長期派遣職員の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣人員	53 人（述べ 85 人）	58 人（述べ 66 人）	51 人
うち県外	45 人（述べ 77 人）	47 人（述べ 55 人）	37 人

表 熊本地震に伴う中長期派遣職員受入れの状況

受入れ年月日	人数	備考
平成 28 年 6 月 20 日	4 人	平成 28 年度合計 53 人
平成 28 年 7 月 1 日	2 人	
平成 28 年 7 月 19 日	4 人	
平成 28 年 8 月 1 日	27 人	
平成 28 年 8 月 8 日	1 人	
平成 28 年 9 月 1 日	5 人	
平成 28 年 10 月 1 日	7 人	
平成 28 年 10 月 17 日	1 人	
平成 29 年 1 月 1 日	2 人	
平成 29 年 4 月 1 日	55 人	平成 29 年度合計 58 人
平成 29 年 8 月 1 日	2 人	
平成 29 年 10 月 1 日	1 人	

表 熊本地震に伴う中長期派遣職員状況

派遣元名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	派遣元名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
福岡県	福岡県	—	—	北海道	苫小牧市	—	—
	朝倉市	—	—	東京都	東京都	—	—
	うきは市	—	—		—	国立市	
	福岡市				—	新宿区	
	北九州市			—	—	—	文京区
	古賀市	—	—	埼玉県	—	さいたま市	
	八女市		—		川越市	—	—
	久留米市			神奈川県	—	横浜市	
	宗像市	—	—		愛知県	東海市	—
	大川市		—	—		みよし市	
	筑後市	—	筑後市	大阪府	豊中市		—
	大牟田市				—	堺市	
	柳川市	—	—	和歌山県	—	かつらぎ町	
	春日市	—	—	京都府	—	亀岡市	
	—	飯塚市	—	兵庫県	明石市	—	—
	—	苅田町	—		西宮市	—	—
	—	長崎県			芦屋市	—	芦屋市
長崎県	—	長崎県		—	姫路市	—	
大分県	—	—	大分県	—	—	神戸市	
宮崎県	都城市			—	—	神戸市	
	延岡市			—	—	神河町	
	日南市			—	—	加古川市	
	—	小林市	—	鳥取県	—	鳥取県	
	—	串間市			高知県	—	高知市
宮崎市	—	—	香川県	—	—	高松市	
鹿児島県	鹿児島市			熊本県	熊本県		
	—	—	鹿児島県		水俣市	—	—
	始良市		—		荒尾市		
沖縄県	—	那覇市			—	—	玉名市
—	—	—	—		—	—	和水町
—	—	—	—		—	—	人吉市
—	あさぎり町				—	—	相良村
—	—	—	—		—	—	多良木町
—	錦町				—	錦町	
—	八代市				—	八代市	
—	—	—	—		—	上天草市	—

(出典) 益城町からの提供資料より作成

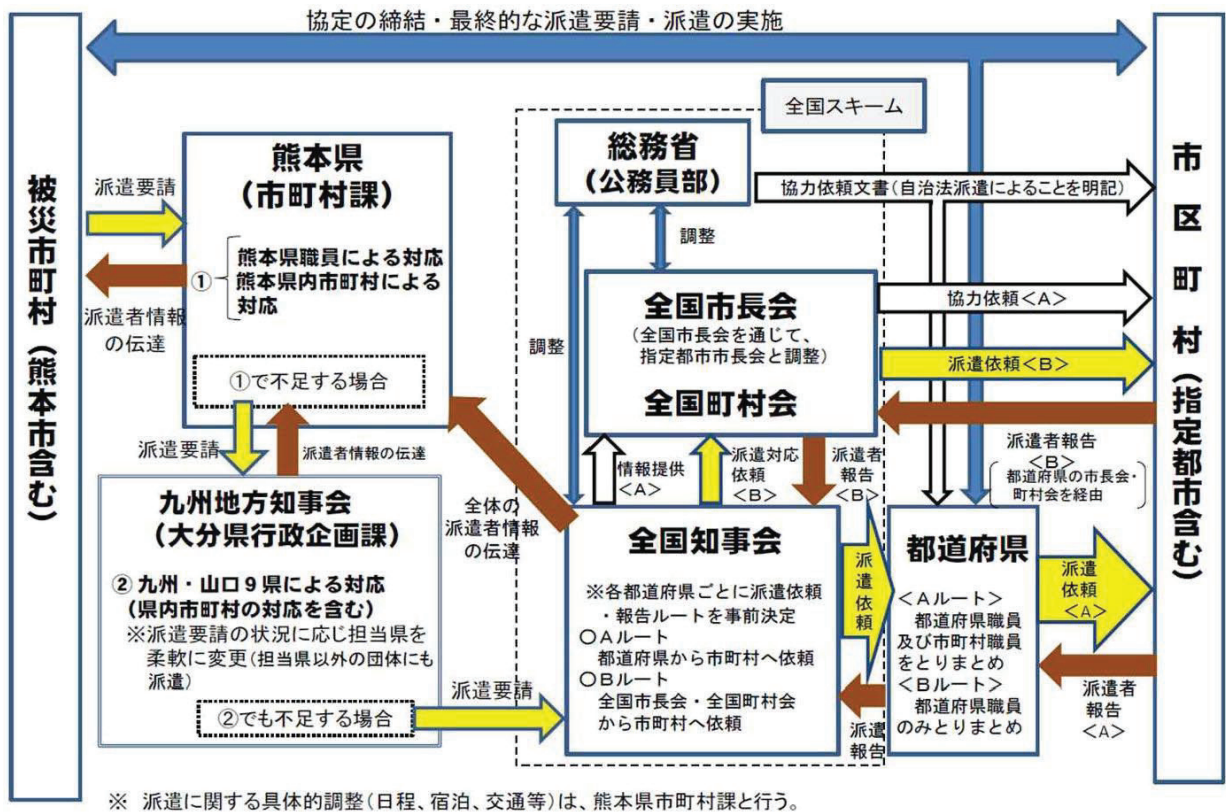


図 熊本地震に関する市町村職員の中長期派遣スキーム

(出典) 九州地方知事会事務局 熊本地震に係る広域応援検証・評価チーム「熊本地震に係る広域応援検証・評価について[最終報告]」

【20160111】復興対策本部の設置 (甲佐町)

- ・ 甲佐町復興指針に基づき、熊本地震からの早期復興に向け、組織内の横断的調整を図りながら復興対策を円滑かつ強力に推進するため、甲佐町震災復興対策本部を設置した。
- ・ 本部長は町長、副本部長は副町長、本部員は、教育長、各課 (所・室) 長であった。

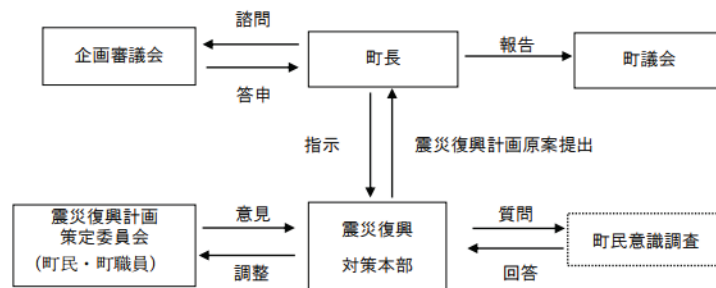


図 甲佐町震災復興計画の策定体制

(出典) 甲佐町「甲佐町震災復興計画」

【20160112】復興推進室の設置（南阿蘇村）

- ・被災者及び村民が一刻でも早く安心して暮らすことができる環境への復旧を総力をあげて取り組むものとした。
- ・特に、被災者への住まいの提供と生活再建支援対策については、緊急を要するとともに組織間の横断的調整が必要なため、平成28年6月1日付で総務課に「復興推進室」を創設し、予算、人員を重点配分して推進した。なお、同室は、平成29年4月に「復興推進課」へ体制変更している。
- ・人員資源の確保のため、他地域から職員が派遣されており、主に避難所運営に従事した。派遣職員の人数は平成28年4月23日時点で122名、中長期派遣は32名（平成28年）、22名（平成29年）、15名（平成30年）となっている。
- ・具体的には、復興推進室を中心として各部署が連携して復旧・復興に効果的・効率的に取り組むとし、以下のような各担当部局の取り組み内容を示した。

表 復興推進体制

担当	方針	取り組み内容
建設課、住民福祉課	安全で衛生的な住まいの提供と生活再建の支援	① 仮設住宅の用地の確保、申込み受付・早期提供 ② 公営住宅の早期修繕による提供 ③ 民間住宅（みなし仮設住宅）の申込み受付 ④ 村民に対し、空き家提供を公募する等、多角的な住宅確保策の実施 ⑤ 住宅応急修理（災害救助法57.6万円上限）の受け付け、修理依頼 ⑥ 被災者台帳の整備 ⑦ 被災者生活再建支援金（最高300万円）申請の受け付け ⑧ 災害公営住宅建設の早期促進 ⑨ 大津町での応急仮設住宅や村外みなし仮設住宅入居者、東海大学生など、2年後の帰還に向けた環境づくり
住民福祉課、会計課、健康推進課、税務課、総務課	災害救助法ほか福祉施策の早期実施	① 災害弔慰金・見舞金の支給 ② 災害義援金の支給 ③ 福祉関連融資（災害援護資金の貸付） ④ 保育所保育料の減免 ⑤ 被災者の心身のケア ⑥ 村税の納期延長、各種税、保険料の免除等 ⑦ 医療施設の確保 ⑧ 復興基金の創設
住民福祉課、健康推進課、人権対策課、教育委員会	避難所の運営と環境の整備	① 1次、2次、福祉避難所の安定した運営 ② ニーズに応じた物資の配達、物資の発注、倉庫の管理 ③ 早期の自宅帰還、仮設住宅入居への取り組み
建設課、環境対策課、企画観光課	道路確保、ライフラインの早期復旧、排水対策等	① 阿蘇大橋の早期架設、国道57号線、俵山トンネルの早期開通の国への要請 ② 阿蘇ちょうよう大橋を含む栃木～立野間の迅速な開通 ③ 公共土木施設災害復旧事業による被災した村道の復旧事業 ④ 水道の早期復旧 ⑤ 浄化槽、下水道施設の復旧 ⑥ 立野地区の道路、水道の復旧 ⑦ グリーンロード、ミルクロードの冬季凍結対策 ⑧ 南阿蘇鉄道の復旧
環境対策課	がれきの撤去、震災ごみ関係	① がれきの早期撤去による住環境整備の推進 ② 震災ごみの円滑な1次受け入れと分別の徹底 ③ 解体家屋の受付と早期実施 ④ 県委託の2次仮置き場への円滑な搬出
教育委員会	学校施設の安全調査と施設改修	学校施設の安全調査と施設改修

（出典）南阿蘇村『平成28年熊本地震』復旧・復興指針』より作成

(4) 復旧・復興計画の策定

【20160113】「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の策定（熊本県）

①くまもと復旧・復興有識者会議からの提言

- ・ 平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて、今後の熊本の更なる発展の礎となる「創造的復興」の具体化を図るため、「くまもと復旧・復興有識者会議」を開催した。過去の大規模災害からの復興等に関し、知見を有する有識者を招へいし、2回の会議と被災地視察を行った。
- ・ 平成28年6月19日、五百旗頭真座長から創造的復興の実現に向けた5分野「くらし・生活」「地域産業」「熊本城と阿蘇ー人類的資産」「社会基盤」「復旧・復興に向けて」の20項目からなる提言を受けた。

表 くまもと復旧・復興有識者会議の構成

【構成メンバー】	
座長	五百旗頭 真 熊本県立大学理事長、神戸大学名誉教授
座長代理	御厨 貴 青山学院大学特任教授、東京大学名誉教授
委員	金本 良嗣 電力広域的運営推進機関理事長、東京大学名誉教授
委員	河田 恵昭 関西大学社会安全研究センター長・特別任命教授
委員	古城 佳子 東京大学大学院総合文化研究科教授
委員	谷口 将紀 東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	坂東 真理子 学校法人昭和女子大学理事長

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について - 復旧・復興プラン」

②計画の目的と位置づけ

- ・ 長期的な視点から、復興後の熊本の将来像を描き、そこに至るまでの具体的な方向性や取組み、時期を明確にすることを目的に、平成28年8月に「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」(本項において、以下「復旧・復興プラン」という。)が策定された。

③計画の内容

- ・ 復旧・復興プランは、過去の災害においても提唱された「復旧・復興の3原則」(①被災された方々の痛みを最小化する、②単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す、③復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる)を基本に、「くまもと復旧・復興有識者会議」からの提言を踏まえた内容となっている。
- ・ また、復旧・復興プランとあわせて、「くらし・生活の再建」、「社会基盤の復旧」、「地域産業の再生」、「交流機能の復活」の4つのカテゴリに関するロードマップが策定・公表された。ロードマップには、各カテゴリにおいて、平成31年度までに実施すべき項目や、その内容と期間が示されている。
- ・ さらに、熊本地震からの復旧・復興を一日も早く、確実に進めていくため、復旧・復興プランの「ロードマップ」の28の実施事項の中から、特に県民生活との関わりが深い10項目を選び、重点的に進捗の把握を行うことで、復旧・復興全体の進捗を加速化している。
- ・ この重点10項目については、将来の姿を明確に描いた上で、そこに至るまでのプロセスを含め、進捗状況が公表されている。